

調査計画

1 調査の名称

賃金構造基本統計調査

2 調査の目的

この調査は、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国（ただし、別表の1に掲げる地域を除く。）

(2) 属性的範囲

ア 事業所票

日本標準産業分類による「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く。）に属する事業所であって、次に掲げる事業所

(ア) 常用労働者10人以上を雇用する事業所（民営の事業所及び行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第2条第1号に規定する行政執行法人又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第3号に規定する地方公営企業等に係る事業所に限る。）

(イ) 常用労働者5人以上9人以下を雇用する事業所（民営の事業所であって、常用労働者5人以上9人以下を雇用する企業に属する事業所に限る。）

イ 個人票

上記事業所に雇用される労働者（船員法（昭和22年法律第100号）第1条の規定による船員を除く。）

4 報告を求める者

(1) 数

ア 事業所票

約8万事業所（母集団約140万事業所）

イ 個人票

約170万人（母集団約4200万人）

（注）母集団の値はいずれも事業所母集団データベースによる。

(2) 選定の方法（□全数 ■無作為抽出 □有意抽出）

事業所を第1次抽出単位、労働者を第2次抽出単位とする層化二段抽出法を用いている。

ア 事業所票

事業所母集団データベースによる事業所名簿に基づき、都道府県、産業、事業所規模別に層化無作為抽出により選定する。

イ 個人票

アの事業所に雇用される労働者から無作為抽出により事業主が選定する。

(3) 報告義務者

調査事業所の事業主。ただし、厚生労働大臣が指定する企業（以下「一括調査企業」という。）に属する調査事業所にあっては、一括調査企業を代表する者（以下「一括調査企業の報告義務者」という。）。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は調査票を参照）

ア 事業所票

- ① 事業所の名称及び所在地並びに法人番号
- ② 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ③ 事業所の雇用形態別労働者数
- ④ 企業全体の常用労働者数
- ⑤ 新規学卒者の初任給額及び採用人員（民営の事業所に限る。）

イ 個人票

- ① 性
- ② 雇用形態
- ③ 就業形態（常用労働者に限る。）
- ④ 最終学歴（短時間労働者以外の常用労働者に限る。）
- ⑤ 年齢
- ⑥ 勤続年数（常用労働者に限る。）
- ⑦ 労働者の種類（鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業及び港湾運送業に属する事業所であって、常用労働者10人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）
- ⑧ 役職又は職種（役職については、常用労働者100人以上を雇用する企業に雇用される常用労働者であって、別表の2に掲げる役職のものに限る。職種については、別表の3に掲げる職種の労働者に限る。）
- ⑨ 経験年数（別表の3に掲げる職種の常用労働者に限る。）
- ⑩ 実労働日数
- ⑪ 所定内実労働時間数
- ⑫ 超過実労働時間数
- ⑬ きまって支給する現金給与額
- ⑭ 超過労働給与額
- ⑮ 通勤手当（製造業に属する事業所であって、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であって、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）

- ⑯ 精皆勤手当（製造業に属する事業所であって、常用労働者 99 人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であって、常用労働者 29 人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）
- ⑰ 家族手当（製造業に属する事業所であって、常用労働者 99 人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であって、常用労働者 29 人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）
- ⑯ 昨年 1 年間の賞与、期末手当等特別給与額（常用労働者に限る。）
- ⑯ 在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 の上欄（特定技能の在留資格にあっては、2 の表の特定技能の項の下欄に掲げる第 1 号又は第 2 号の区分を含む。）及び別表第 2 の上欄の在留資格をいう。以下この号において同じ。）（外国人（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者及び出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 1 の表の外交又は公用の在留資格をもって在留する者を除く。）である常用労働者に限る。）

（2）基準となる期日又は期間

調査実施年の 6 月 30 日現在（給与締切日の定めがある場合には、6 月の最終の給与締切日現在）の状況。ただし、（1）に掲げる事項のうち、アの⑤ 新規学卒者の初任給額、イの⑩ 実労働日数、⑪ 所定内実労働時間数、⑫ 超過実労働時間数、⑬ きまって支給する現金給与額、⑭ 超過労働給与額、⑮ 通勤手当、⑯ 精皆勤手当及び⑰ 家族手当については、6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間（給与締切日の定めがある場合には 6 月の最終の給与締切日以前 1箇月間）、⑯ 昨年 1 年間の賞与、期末手当等特別給与額については、調査を実施する年の前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間（調査を実施する年の前年の 1 月 2 日以降において雇用された調査労働者のうち、7 月 1 日以前に雇用されたものについては、雇用の日から 1 年間、7 月 2 日以降に雇用されたものについては、雇用の日から調査を実施する年の 6 月 30 日までの期間）の状況。

6 報告を求めるために用いる方法

（1）調査組織

ア 一括調査企業に属する調査事業所

（ア）調査票の配布

厚生労働省 - 報告者

（イ）調査票の回収

厚生労働省 - 報告者

イ 一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所

（ア）調査票の配布

厚生労働省 - 報告者

（イ）調査票の回収

厚生労働省 - 都道府県労働局 - (労働基準監督署) - (調査員・職員) - 報告者

(2) 調査方法

(■調査員調査 ■郵送調査 □オンライン調査 ■その他(職員))

ア 統計調査員

調査の事務に従事させるため、統計調査員をおく。

(ア) 統計調査員は、都道府県労働局長が任命する。

(イ) 統計調査員は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、調査事業所の事業主に対する必要な指導、調査票の取集、審査その他調査の実施に伴う事務に従事する。

イ 調査票の作成及び提出

(ア) 厚生労働大臣は、報告義務者に対して調査票を配布する。

(イ) 報告義務者は、調査票に記入し、次の区分に従い、報告を行う。

① 一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所の事業主

都道府県労働局長又は労働基準監督署長に対し、事業所票3部及び個人票2部提出する。

② 一括調査企業の報告義務者

厚生労働大臣に対し、一括して、当該一括調査企業に属する全ての調査事業所に係る事業所票3部及び個人票2部又は調査票の様式により記録した光ディスクを提出する。当該光ディスクについては、「賃金構造基本統計調査である旨」、「提出を行う一括調査企業の名称」及び「当該一括調査企業に属する調査事業所の数」その他必要な事項を記載した書面を貼り付け、「賃金構造基本統計調査である旨」及び「当該一括調査企業に属する調査事業所の名称の一覧」その他必要な事項を記載した書面を添付することとする。

なお、調査票の提出は、原則として郵送により行うものとするが、都道府県労働局長が必要と認める場合は、都道府県労働局若しくは労働基準監督署の職員又は統計調査員が調査票を取集するものとする。

(ウ) ① 労働基準監督署長は、(イ) ①により提出された調査票を審査し、これを取りまとめ、都道府県労働局長が定める期限までに都道府県労働局長に提出する。

② 都道府県労働局長は、(イ) ①及び(ウ) ①により提出された調査票を審査し、これを取りまとめ、事業所票及び個人票のうちそれぞれ1部を保管し、事業所票の2部及び個人票の1部を厚生労働大臣が定める期限までに厚生労働大臣に提出する。

③ 厚生労働大臣は、(イ) ②により提出された調査票又は光ディスクの内容を審査するとともに、当該調査票及び(ウ) ②により提出された調査票を審査集計する。この場合において、厚生労働大臣は、当該事務の一部を都道府県労働局長に行わせることができる。

ウ 立入検査

調査に従事する職員及び統計調査員は、統計法(平成19年法律第53号)第15条第1項の規定により、調査のため、必要な場所に立ち入り、調査事項について帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年7月1日から7月31日まで実施する。

ア 報告義務者は、調査票又は光ディスクを調査実施年の7月31日までに提出する（提出先は6 (2) イ (イ) のとおり。）。

イ 都道府県労働局長は、提出された調査票を審査し、これを取りまとめ、厚生労働大臣が定める期限までに厚生労働大臣に提出する。

8 集計事項

(1) 全国に関する事項

① 常用労働者に関する事項

ア 一般労働者（短時間労働者を除いたもの）に関する事項

(ア) (年齢階級別所定内給与額等)

産業、企業規模、性、労働者の種類、雇用形態、学歴、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(イ) (年齢階級、勤続年数階級別所定内給与額等)

産業、企業規模、性、労働者の種類、雇用形態、学歴、年齢階級、勤続年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(ウ) (年齢階級別所定内給与額分布)

産業、企業規模、性、労働者の種類、雇用形態、学歴、年齢階級、所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値

(エ) (標準労働者の学歴、年齢各歳別所定内給与額等)

産業、企業規模、性、労働者の種類、学歴、年齢各歳別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び標準労働者数（常用労働者5人以上9人以下を雇用する企業に係る集計は除く。）

(オ) (標準労働者の特定年齢別所定内給与額分布)

産業、企業規模、性、労働者の種類、学歴、特定年齢別標準労働者数及び分布特性値

(カ) (役職、年齢階級別所定内給与額等)

産業、企業規模、性、学歴、役職、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(キ) (役職、年齢階級、勤続年数階級別所定内給与額等)

企業規模、性、学歴、役職、年齢階級、勤続年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(ク) (役職別所定内給与額分布)

産業、企業規模、役職、性、所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値

(ケ) (職種、年齢階級別所定内給与額等)

企業規模、職種、性、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(コ) (職種、年齢階級、経験年数階級別所定内給与額等)

職種、性、年齢階級、経験年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(サ) (職種別所定内給与額分布)

職種、性、所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値

(シ) (在留資格区分別所定内給与額等)

在留資格区分、産業、企業規模、雇用形態別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(ス) (在留資格区分、勤続年数階級別所定内給与額等)

在留資格区分、産業、企業規模、雇用形態、勤続年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(セ) (在留資格区分別所定内給与額分布)

在留資格区分、所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値

(ソ) (初任給額等)

産業、企業規模、性、学歴別初任給額及び新規学卒労働者数

(タ) (初任給額の分布)

産業、企業規模、性、学歴、初任給額階級別新規学卒労働者数及び分布特性値

イ 短時間労働者に関する事項

(ア) (短時間労働者の年齢階級別1時間当たり所定内給与額等)

産業、企業規模、性、雇用形態、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

(イ) (短時間労働者の年齢階級、勤続年数階級別1時間当たり所定内給与額等)

産業、企業規模、性、雇用形態、年齢階級、勤続年数階級別平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

(ウ) (短時間労働者の1時間当たり所定内給与額分布)

産業、企業規模、性、雇用形態、1時間当たり所定内給与額階級別短時間労働者数及び分布特性値

(エ) (短時間労働者の職種別1時間当たり所定内給与額等)

職種、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

(オ) (短時間労働者の在留資格区分別1時間当たり所定内給与額等)

在留資格区分、産業、企業規模別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

② 臨時労働者に関する事項

- (ア) (臨時労働者の年齢階級別 1 時間当たりきまって支給する現金給与額等)
産業、企業規模、性、年齢階級別平均年齢、平均月間実労働日数、平均 1 日
当たり所定内実労働時間数、平均 1 時間当たりきまって支給する現金給与額及
び臨時労働者数
- (イ) (臨時労働者の 1 時間当たりきまって支給する現金給与額分布)
産業、企業規模、性、1 時間当たりきまって支給する現金給与額階級別臨時
労働者数及び分布特性値
- (ウ) (臨時労働者の職種別 1 時間当たりきまって支給する現金給与額)
職種、性別平均年齢、平均月間実労働日数、平均 1 時間当たりきまって支給
する現金給与額及び臨時労働者数

(2) 都道府県に関する事項

○ 常用労働者に関する事項

ア 一般労働者に関する事項

- (ア) (年齢階級別所定内給与額等)
地域、産業、企業規模、性、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間
所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する
現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及
び労働者数

(イ) (職種別所定内給与額等)

地域、職種、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、
平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間
所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(ウ) (初任給額等)

地域、産業、性、学歴別初任給額

イ 短時間労働者に関する事項

(ア) (短時間労働者の 1 時間当たり所定内給与額等)

地域、産業、企業規模、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、
平均 1 日当たり所定内実労働時間数、平均 1 時間当たり所定内給与額、平均年
間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

調査の結果は、インターネット及び印刷物（報告書）により公表する。

(2) 公表の期日

調査の結果は、概要については調査実施翌年の 3 月、詳細については調査実施翌年の
6 月までに公表する。

10 使用する統計基準

調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別表章においては、日本標準産業分類を使用
する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

	保存期間	保存責任者
6の(2)のイの(イ)の ②又は(ウ)の②により厚 生労働大臣に提出された 調査票又は光ディスクの 内容	調査実施年の6月30日か ら2年間	厚生労働省賃金福祉統計 官
6の(2)のイの(イ)の ②又は(ウ)の②により厚 生労働大臣に提出された 調査票又は光ディスクの 内容を収録した電磁的記 録	永年	厚生労働省政策統括官付 参事官(企画調整担当)
6の(2)のイの(ウ)の ②により保管する調査票	調査実施年の6月30日か ら1年間	都道府県労働局長

別表

1 除外される地域

北海道	奥尻郡、苦前郡羽幌町のうち大字天売及び大字焼尻、礼文郡、利尻郡
東京都	利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
長崎県	佐世保市のうち宇久町、西海市のうち崎戸町江島及び崎戸町平島、北松浦郡のうち小值賀町
鹿児島県	西之表市、薩摩川内市のうち鹿島町、上甑町、里町及び下甑町、鹿児島郡、熊毛郡、大島郡瀬戸内町のうち大字与路、大字池地及び大字請阿室、大島郡のうち喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与論町
沖縄県	島尻郡のうち渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村及び久米島町、宮古郡、八重山郡

※この表に掲げる名称は、平成31年3月1日時点における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

2 調査する役職

部長級	課長級	係長級	職長級	その他の役職
-----	-----	-----	-----	--------

3 調査する職種

自然科学系研究者	販売店員(百貨店店員を除く。)	溶接工
化学分析員	スーパー店チェックカー	機械組立工
技術士	自動車外交販売員	機械検査工
一級建築士	家庭用品外交販売員	機械修理工
測量技術者	保険外交員	重電機器組立工
システム・エンジニア	美容・美容師	通信機器組立工
プログラマー	洗たく工	半導体チップ製造工
医師	調理士	プリント配線工
歯科医師	見習	軽電機器検査工
獣医師	給仕従事者	自動車組立工
薬剤師	娛樂接客員	自動車整備工
看護師	警備員	パン・洋生菓子製造工
准看護師	守衛	精紡工
看護補助者	電車運転士	織布工
診療放射線・診療エックス線技師	電車車掌	洋裁工
臨床検査技師	旅客掛	ミシン縫製工
理学療法士、作業療法士	自家用乗用自動車運転者	製材工
歯科衛生士	自家用貨物自動車運転者	木型工
歯科技工士	タクシードライバー	家具工
栄養士	営業用バス運転者	建紙工
保育士(保母・保父)	営業用大型貨物自動車運転者	紙器工
介護支援専門員(ケアマネージャー)	営業用普通・小型貨物自動車運転者	プロセス印刷工
ホームヘルパー	航空機操縦士	オフセット印刷工
福祉施設介護員	航空機客室乗務員	合成樹脂製品成形工
弁護士	製鋼工	金属・建築塗装工
公認会計士、税理士	非鉄金属精鍊工	機械製図工
社会保険労務士	鋳物工	ボクレーラン運転工
不動産鑑定士	型鍛造工	建設機械運転工
幼稚園教諭	鉄鋼熱処理工	玉掛け作業員
高等学校教員	圧延伸張工	発電機作業員
大学教授	金属検査工	発電工
大学准教授	一般化學工	掘削工
大学講師	化纖紡糸工	型枠工
各種学校・専修学校教員	ガラス製品工	と鉄筋工
個人教師、塾・予備校講師	陶磁器工	大工
記者	旋盤工	左官工
デザイナー	フライス盤工	配管工
ワープロ・オペレータ	金属プレス工	はり工
キーパンチャー	鉄工	土工
電子計算機オペレータ	板金工	港湾荷役作業員
百貨店店員	電気めっき工	ビル清掃員
	バフ研磨工	用務員
	仕上工	